平成２９年（フ）第３８２号
兵庫県西宮市古川町３番２―104号、従前の住所神戸市灘区楠丘町４丁目２番８―103号
債務者　柴田　憲孝
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松谷　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月６日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０１号
兵庫県三木市鳥町483番地
債務者　舟坂　美子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　法隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０６号
神戸市東灘区鴨子ケ原２丁目14番３―407号、従前の住所神戸市灘区篠原台６番51―207号
債務者　創作ビストロ×ＢＡＲよかったこと
細江　和史
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５３号
兵庫県高砂市曽根町454番地の６、住民票上の住所兵庫県高砂市曽根町2145番地の１
債務者　藤本　泰彦
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木宣彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月19日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成29年８月16日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３０８号
北九州市戸畑区福柳木２丁目14番12―402号
債務者　村上　壽子
1　決定年月日時　平成29年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３１９号
北九州市八幡西区友田２丁目３番２―304号
債務者　山本　伊織
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３２０号
北九州市八幡西区友田２丁目３番２―304号
債務者　山本　典子
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３０７号
北九州市八幡西区千代ケ崎３丁目４番５―303号
債務者　守田　広志
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３号
和歌山県西牟婁郡白浜町中139番地
債務者　松野　高志
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第２４号
和歌山県西牟婁郡白浜町中139番地
債務者　松野　美加
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第９１号
岡山県倉敷市白楽町646番地　コーポＹＵＩ301号室、前住所岡山県倉敷市亀山669番地
債務者　中原　　一
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２４９号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地５番305号
債務者　大山　和美
1　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２２号
岩手県奥州市胆沢区若柳字壱本松113番地
債務者　加藤　夕佳
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２３号
岩手県奥州市水沢区真城字北塩加羅166番地２号棟、旧住所岩手県奥州市水沢区字谷地明円15番地６
債務者　遠藤　俊哉
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２５号
岩手県奥州市衣川区後滝の沢24番地
債務者　千葉雅依佳
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２８号
岩手県奥州市水沢区真城字熊ノ堂44番地１12号棟
債務者　伊藤　里美
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第５１９号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―22―505、旧住所埼玉県桶川市鴨川１丁目10番23号
債務者　丹野　和樹
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係